

〈児童虐待とネグレクトに対するエコロジカル視点〉	8
エコロジカル視点	3
エコロジカル視点による事例の検討	2
グループ討議	3
〈統合的アプローチ方法（機関連携・ネットワーク）〉	8
統合的アプローチ方法	2
統合的アプローチ事例	2
見学Ⅰ	4
〈児童虐待に関連する特殊な問題と介入方法〉	8
児童虐待の特殊な問題と介入（Ⅰ、Ⅱ）	6
グループ討議	2
〈虐待類型別相談事例の実習〉	1 2
加害者の相談	3
被害者の相談	4
相談員へのスーパービジョンの実際	3
事例研究	2
評価	1

## 児童福祉分野における職員の専門性及びその国際比較に関する研究

### <シンガポール>

主任研究者 高橋 重宏 日本社会事業大学  
分担研究者 才村 純 日本子ども家庭総合研究所  
研究協力者 伊藤嘉余子 日本社会事業大学大学院  
澁谷 昌史 日本子ども家庭総合研究所  
高橋 正子 日本女子大学

**研究要旨：**子ども虐待対応機関であるMCDS（Ministry of Community Development and Sports）、児童福祉施設、FSC（Family Service Centre）を中心に調査を実施した。シンガポールは地方自治制度がなく、政府直営で子ども虐待に対応しているが、職員の専門性は新卒採用の段階では担保されていない。しかし、就職後の現任研修には力を入れており、多彩なプログラムが用意されている。また、地域の総合福祉機関としての役割を果たすFSCでは、子どもだけでなく保護者に対するサービスプログラムが実施されており、保護者へのアプローチが積極的になされていることが明らかになった。

#### A. 研究目的

シンガポールにおける子ども虐待の社会的対応に関わる法制度、職員（ソーシャルワーカー）の実態と大学におけるソーシャルワーカー養成課程、児童福祉施設の実態について明らかにすることを目的とした。

#### B. 研究方法

上記目的のために、日本における文献調査および現地におけるヒアリング調査を実施した。

#### C. 研究結果

##### 1. シンガポールの概況

面積	647.5 平方キロメートル（東京都区部とほぼ同じ大きさ）
首都	シンガポール
人口	総人口 401.8 万人（前年比 2.8%増） 住民人口 326.3 万人（前年比 1.8%増）
民族構成	華人系 250.5 万人（76.8%） マレー人系 45.4 万人（13.9%） インド人系 25.7 万人（7.9%） その他 4.6 万人（1.4%）
国語	マレー語
公用語	マレー語、中国語、英語、タミール語
宗教	仏教、回教、ヒンズー教、キリスト教、道教
幼児死亡率	1000 人に対して 3.2 人（1999 年）（U5MR、出生 1000 人当りの死亡数）
5 歳未満児死亡率	4（世界順位 187 位、日本と同位、世界最低値）（2000 年 12 月）
合計特殊出生率	1.48 人（1999 年）
平均寿命	男 75.6 歳 女 79.6 歳
教育	義務教育なし（6・4・2・3 制） 就学率：小学校 99%、中学校 93%、高等学校約 46%
識字率	約 93.5%（1999 年）このうち、2ヶ国語以上話せる者 55%
名目国内総生産（GDP）	849.4 億米ドル（一人当たり GDP、約 2 万 3 千米ドル）

シンガポールには、地方自治制度はない。小さな島国のため、天然資源がほとんどなく、労働力を最大の資源とする認識が強く、就労する親、共働き家庭への支援が社会的課題として重要視されている。

また、日本と同様、高学歴化が進んでいるが、義務教育制度がないため、子育て家庭の経済的負担は大きく、少子化の一因となっている。

## 2. CHENG SAN GRC COMMUNITY DAY

CHENG SAN 地域の交流行事を視察した。この地域は、主に中国系の民族が居住する地域で、後述する COVENANT Family Centre の管轄地域でもある。

地域交流行事の主な目的は、コミュニティ内における住民同士の交流である。敷地内には、民族料理の露店が数多く建ち並び、子どもや大人が大勢参加し、食事やゲームを楽しむ場面があった。

この地域交流行事には、MCDS、警察、地元の民間団体等が参加し、それぞれの機関・団体が、児童虐待、ドラッグや痴漢等の社会問題に関する啓発ポスターを展示するとともに、そういった被害に遭った場合の連絡先、相談先等を記載したパンフレットを配布する等して援助機関の紹介、広報を行っていた。

多民族国家であるシンガポールでは、こうしたコミュニティにおける仲間意識、交流を育むことを大切にしており、全国 28ヶ所のそれぞれのコミュニティにおいて、こうした地域行事が開催されている。

(以上、伊藤嘉余子)

## 3. MCDS (Ministry of Community Development and Sports)

MCDS は、日本でいうところの厚生労働省にあたる機関である。児童虐待をはじめとする子ども家庭福祉問題や地域の問題への介入に関する指揮権をもち、他機関とのコーディネーターとしての役割を果たす。

### 1) 家庭児童保護・福祉部門の職員構成と資格要件

MCDS の中で、児童虐待に関する問題を扱う部署は「家庭児童保護・福祉セクション」である。このセクションの職員は、「調査課 (Investigation)」11名と「指導課 (Supervisor)」9名とに分かれている。

職員の資格要件については、大学卒以上で、大学においてソーシャルワーク又は心理学を専攻した者とされている。MCDS に就職後、大学院に進学させ、修士号を取得させる制度がある。今後は、大学院卒者のみを採用する方向で検討中とのことである。

### 2) MCDS 職員の研修

MCDS の職員に対し、NSPC (National Society of Prevention Cruelty) という研修機関を活用して現任研修を実施している。NSPC では、イギリスのソーシャルワークの専門家による研修を実施している。

NSPC における研修の対象者は、MCDS 職員以外には、MSW (医療ソーシャルワーカー)、警察、スクールソーシャルワーカー、福祉施設職員等である。

研修期間は、テーマやプログラムによって、数日～1週間と異なるが、平日の 9:00～17:00 の時間帯で実施される。研修内容は、面接技術、虐待に関する基礎知識、法制度の理解等である。また、NSPC における研修にかかる費用はすべて MCDS で負担する。

### 3) 「児童虐待対応マニュアル」(MCDS 発行)

MCDS は、「児童虐待対応マニュアル」を作成、発行し、各関係機関に配布している。この「児童虐待対応マニュアル」は小冊子の形で、その内容は、①児童虐待の定義と兆候、②虐待介入に関する法的枠組み、③虐待の疑いがある場合の手続き、④主要機関の役割と責任、という四つの柱から構成されている。

#### ①児童虐待の定義と兆候

児童虐待の定義は、日本と同じく、(1)身体的虐待、(2)心理的虐待、(3)性的虐待、(4)ネグレクト、以上 4 種類に分類されている。シンガポールでは、特に「心理的虐待」を社会的対応課題として認識している

傾向がみられる。多民族・多宗教国家であるシンガポールでは、子ども観や子育て観、子育ての方法等において、民族や宗教による差異が顕著であり、宗教によっては、子どもをムチで叩いたり、焼けたスプーンを体に押し付けることは「しつけ」として容認するものもあり、国家として統一的な虐待定義を示したり啓発活動を行うことのジレンマを感じている。

## ②虐待介入に関する法的枠組み

シンガポールにおける児童虐待対応・介入の根拠法令は“Children and Young Persons Act (以下、CYPA)”と“Convention on the Rights of the Child (子どもの権利条約 1995年10月批准)”の二つである。前者のCYPAは、日本における児童福祉法にあたる法律である。日本と大きく異なる点は「児童の定義」である。シンガポールでは「子ども」を「児童 (child)」と「青年 (Young Person)」に分けて定義しているが、「児童」とは、14歳未満、「青年」とは、14歳以上16歳未満の者となっており、CYPAによる保護・支援の対象は15歳以下の子どものみである。

CYPAは、2001年10月(シンガポールの「こどもの日」が10月である)に改正されたが、主な改正の内容として以下の4点が挙げられる。

- 1) 保護機関への権限付与  
社会福祉施設等、援助が必要な者を保護する機関に、援助に関する権限を付与した。
- 2) 施設や里親に対するケア・保護命令  
施設や里親に対し、援助が必要な子どもを積極的に保護することを義務づけた。
- 3) 裁判所による親や子どもにケアを受けさせる指示  
MCDSによって援助が必要と認められた子どもや家族は、決定事項にしたがってケアを受けなければならない。ケアの受講を拒否すると有罪になる。
- 4) 情報提供者の保護  
虐待等をMCDS等の機関に通告した者を虐待者から保護する。

## ③虐待の疑いがある場合の手続き

虐待の疑いがある親子を発見した場合は、速やかに関係機関に通告しなければならない。シンガポールには地方自治制度がなく、日本でいう児童相談所にあたる機関がないため、主な通告先はMCDSである。

MCDSは、虐待の疑いがあると通告を受けた場合、速やかに事実関係を調査し、必要に応じて保護命令を関係機関に出す。

## ④主要機関の役割と責任

シンガポールにおける虐待対応の主要機関として、MCDS、学校、病院、警察、の4機関が挙げられる。

MCDSは、子どもの援助や保護のための調査・介入を行う、日本の児童相談所の役割を果たす。また他機関と連携をとる際の、ケースマネジメント、コーディネート機能を果たすなど、援助全体の中心的・指導的役割を担う。

学校は、生徒の中で虐待を受けている子どもがいないかどうかを観察する。虐待の疑いがあるケースを発見した場合、学校は、速やかにMCDSに通告しなければならない。

病院は、虐待を受けケガを負ったり、障害をもった疑いのある子どもに対して、虐待が原因であるか否かの医学的診断を行う。その結果、虐待によるケガあるいは障害であると認められた場合、医師は証明書を発行しなければならない。

警察は、虐待をしている親子のケースに犯罪性があるかどうかの捜査を行う。場合によっては、裁判所に起訴することもある。

## 4) 今後の課題

MCDSを中心とする児童虐待への介入のあり方に係る課題として、①ソーシャルワーカーをはじめとする援助機関職員の任用資格規定の法定化、②援助機関それぞれの権限が不明確、以上2点が挙げられる。

#### ①援助機関職員の任用資格に係る法的位置づけがない

ソーシャルワーカーをはじめとする児童虐待に対応する専門職の任用資格規定がなく、虐待や福祉援助に関する専門的知識や技術の面で問題があるといわざるを得ない。現在シンガポールでは、就職後の研修によって専門性の部分をカバーしていると思われるが、虐待をめぐる問題の背景が多様化、複雑化しつつある今日、対人援助やソーシャルワークに関する高度な知識と技術をもった人材の養成が大きな課題となるだろう。

#### ②援助機関の権限が不明確

虐待ケースに介入、援助する際の権限や役割分担が不明確なため、お互いに業務を押し付けあう等機関同士で権限が重複し、連携がうまくとれない現状がある。それぞれの機関の役割を明確にし、効果的なチームアプローチが展開できるよう基盤整備が必要と思われた。

(才村 純)

### 4. PERTAPIS Islamic Theological Association of Singapore

PERTAPIS Islamic Theological Association of Singapore (以下、PERTAPIS) は、1970年に設立されたイスラム教徒によるNPO団体である。PERTAPISでは以下の11の福祉サービス事業を展開している。

#### <入所サービス>

- 1) Halfway House (ドラッグ問題を抱える子どもが対象)
- 2) Centre for Women and Girls (女性が対象)
- 3) Children's Home (2~14歳の被虐待児が対象)
- 4) Adolescent Development Centre (14~18歳の男子児童が対象)
- 5) Senior Citizen Fellowship Home (60歳以上の身寄りのない老人が対象)

#### <在宅支援サービス>

- 6) Welfare Trust Fund (食糧配給)
- 7) Women and Youth Section (リーダー養成)
- 8) Family Service Centre (地域福祉サービス)
- 9) Child Care Centre (共働き家庭の子育て支援)
- 10) Kindergarten Centre (幼稚園)
- 11) Weekend Moral Education Centres (宗教的教育活動)

上記のうち、2) Centre for Women and Girls、3) Children's Home を訪問・見学した。各施設ごとにサービス内容等、調査内容について報告する。

#### 4-1. PERTAPIS Centre for Women and Girls (PCWG)

##### 1) 根拠法と理念

PCWGは、以下の3つの憲章、法律を根拠とした施設である。

- 1) The Women's Charter (女性憲章) 1985年
- 2) The Probation of Offenders Act (犯罪者の更正に関する法律) 1991年
- 3) The Children and Young Persons Act (児童及び青少年に関する法律) 1991年(2001年改正)

PCWG では、以下の5つの柱となる理念に基づいて援助プログラムを展開する。

- 1) 家族の代替的役割を果たす
- 2) 仲間同士で励まし合う
- 3) セラピーによって自己の存在価値を高める
- 4) イスラム教の理念と価値を理解する
- 5) 自己の役割を認識し、積極的な行動をとれる人間になる

## 2) 援助・保護の対象と目的

PCWG は、以下のような危機にさらされている女性を保護する役割を担う。

- ・夫による暴力を受けている者
- ・未婚の母
- ・何らかの事情により緊急に保護が必要な女性

PCWG は、上記のような女性が回復するために必要となる「安全な環境」を保障し、彼女らが潜在能力を発揮できるようエンパワメントし、家庭や社会に復帰することができるよう援助するものである。

PCWG における援助の目的は以下のとおりである。

- ・女性たちにレジデンシャル・ケアを提供し、彼女たちを保護する。
- ・犯罪を犯してしまった少女や非行少女に治療、教育プログラムを提供する。
- ・彼女たちの家族に積極的にはたらきかける。
- ・彼女たちの社会復帰の準備をする。
- ・社会復帰の機会や必要なスキルを提供する。

## 3) サービス・プログラム内容

PCWG におけるサービス・プログラムの具体的内容は以下のとおりである。

### ①カウンセリング

カウンセリングの形態は、1対1の個人面接、グループ面接、家族を含めた面接等さまざまである。面接場面は、地域のクリニックに利用者と施設職員とで出かける場合と、カウンセラーを施設に招いて実施する場合とがある。

### ②セラピー、治療的プログラム

自己変容を促すことを目的とするプログラムで、イスラム教の教えに基づくものである。

### ③宗教プログラム

イスラム教の原理について学ぶプログラムで、礼拝参加、日曜学校等がある。

### ④生活技術の体得

施設を退所した後、地域で社会人として自立生活を営むための訓練である。具体的にはリーダー養成のためのグループワーク、コミュニケーション技術の体得、自炊等の自立訓練、社会常識に関する講習等がある。

### ⑤教育プログラム

ボランティアや施設職員による学習指導を実施する。

### ⑥雇用斡旋

退所が近くなった利用者に就職先を紹介する。

### ⑦アフター・ケア

施設を退所した後も、家庭訪問や職場訪問を行い、見守り、援助を継続する。

施設では日課が厳しく決まっており、外出も自由にできない状況である。階段や廊下の至るところに鍵のついた扉があり、施設内でも自由に行き来することはできない。利用者は厳しい管理・監視のもとで日々生活を送っている。

#### 4) 財政

運営資金については、政府からの経済的支援があるものの、寄付金に頼る部分が非常に大きい。したがって、施設長の役割としては資金・寄付金集めが重要な仕事である。

施設職員の話の中で、寄付金集めに奔走するあまり、援助の質的向上まで力がまわらないという意見が聴かれた。施設においてより良いサービス・プログラムを展開するためにも、施設の財政保障が緊急課題である。

#### 5) 職員配置

職員配置、施設設備等については、日本における「児童福祉施設最低基準」のような法的根拠はない。しかし、シンガポールにある全15のChildren's Homeによって、「Children's Home Network」を組織しており、そこで自主的に「施設の最低基準」のようなものを作成している。なお、このネットワークは3ヶ月に1回会合を開くことになっている。

「Children's Home Network」による自主基準では、職員配置は「子ども15人」に対して「職員1人」になっている。

#### 6) 入所者について

PCWGの入所者の入所理由は、(表1)のとおりである。

(表1) 入所理由 (%) (重複あり) 1997-2000年

	1997	1998	1999	2000
家出	63.8	71.9	64.1	66.0
喫煙	51.7	68.8	64.1	69.9
不純異性交遊	51.7	65.6	30.8	36.6
無断欠席	34.5	37.5	56.3	57.9
夜遊び	39.7	50.0	38.5	39.6
飲酒	36.2	40.6	42.1	51.8
居酒屋等への頻繁な出入り	31.0	21.9	10.3	11.6
不良仲間との交友	31.0	37.5	46.2	47.5
徘徊	43.1	96.9	61.5	72.6
妊娠	22.4	21.9	10.3	11.2
シンナー、ドラッグ	17.2	81.3	17.9	12.6
性的虐待、強姦	20.7	9.4	25.6	26.4
身体的虐待	10.3	15.6	12.8	13.2
怠惰	24.1	43.8	28.2	36.4
年間平均入所者数 (人)	58	32	39	55

身体的虐待や性的虐待といった、本人が被害者である入所者もいるが、「少女本人に何らかの問題がある」と判断され、保護されている者の方が多い。そのため「自己変容プログラム」が実施されたり、厳しい日課の中で生活することを強いられたりしていると考えられる。

入所者の年齢及び学歴については(表2)のとおりである。

(表2) 入所者の年齢、学歴状況 (2001年9月23日現在)

PRI 1-2	(6~7歳)	16%
PRI 3-6	(8~11歳)	22%
SEC 1-3	(12~14歳)	44%
SEC 4-6	(15~17歳)	18%

※「PRI」…Primary 「SEC」…Secondary

前述したとおり、シンガポールには義務教育制度はないが、施設退所後、就職し自立生活を営むために必要な知識、学業を身につけておく必要がある。そのため、学校から帰宅後の時間に、施設職員や学生ボランティアによる学習指導が実施されている。

## 4-2. PERTAPIS Children's Home (PCH)

### 1) 根拠法

PCHの根拠法は、The Children and Young Persons Act (児童及び青少年に関する法律)1991年(2001年改正)と子どもの権利条約である。「子どもの権利擁護」という基本的視点に基づいた、子どもの保護・援助を行う。

### 2) 援助の対象と目的

PCHでは基本的にイスラム教徒の子どものみを入所させている。

子どもの処遇計画を立てるときは、基本的には目標を「家庭復帰」におく。そのため、週末は積極的に子どもを自宅に帰省させるよう心がけ、家族調整を図っている。

シンガポールでは、施設から家庭復帰する際は、施設側の意見を参考にしながら、最終的には裁判所が判断する。その際、ソーシャルワーカーは子どもや家族のアドボケート(代弁)機能を果たさなければならない。

### 3) サービス・プログラム内容

施設内プログラムは、主に以下のとおりである。

#### ・ホームプログラム

レジデンシャル・ケアを意味する。掃除、洗濯、料理等、生活環境を保障すること

#### ・カウンセリング

PCWGと同様、カウンセリングの形態は、1対1の個人面接、グループ面接、家族を含めた面接等さまざまである。面接場面は、地域のクリニックに利用者と施設職員とで出かける場合と、カウンセラーを施設に招いて実施する場合とがある。

#### ・学習指導

施設職員や学習ボランティアによる学習指導である。学校教育だけでなく、コンピュータ(パソコン)教室も実施している。

#### ・社会見学

施設行事として、遠足のような形で地域の機関等へ見学に出かける。

#### ・スポーツ

施設行事として各種スポーツ大会を開催する。

#### ・宗教プログラム

イスラム教の礼拝、行事等に参加する。



PCWG 同様、施設内の行き来、外出等は自由にできない生活である。庭には有刺鉄線がはりめぐらされており、施設職員の話によれば、これは部外者の侵入を防止するためのものということであるが、日本の児童福祉施設では考えられない状況である。施設建物自体も老朽化が進んでおり、快適とは言いがたい生活環境である。

#### 4) 財政

PCWG と同様のため省略する。

#### 5) 職員配置

職員配置基準については、前述したとおりであるが、PCH では、子ども 65 人に対して職員 20 人（調理、掃除スタッフ、非常勤含む）を配置している。施設長は、イギリス留学経験があり、ソーシャルワークについて専門的に学んできた者であったが、他のスタッフについての学歴は不明である。

#### 6) 入所者について

PCH は男女混合、定員 65 人のホームである。子どもたちは施設のスクールバスで毎日地域の学校に通学する。

入所理由については、ひとり親家庭、虐待、低所得等さまざまである。

### 5. Canossaville Children's Home

Canossaville はキリスト教（カトリック）教徒によって設立された福祉団体である。Canossaville では以下のサービス事業が展開されている。

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・ろうあ学校
- ・Children's Home（Day Care(SCC)と Residential Care)
- ・修道女の住居

上記のうち、Children's Home を見学したので報告する。

#### 5-1. Residential Care

##### 1) 職員構成

Residential Care では、入所児童 26 名に対して職員 14 名が配置されているが、この 14 名は Day Care と兼務である。職員構成は、ディレクター 2 人、シスター 1 人、常勤 4 人、夜勤 2 人、調理 1 人、Foreign Staff 4 人である。“Foreign Staff”とは、外国人採用枠で、業務内容は掃除等の雑務である。Canossaville に限らず、どの社会福祉施設においても必ず“Foreign Staff”を雇うよう義務付けられている。

施設職員の資格要件は特になく、「優しくて笑顔を絶やさない人」を採用することになっている。就職後に、さまざまな研修に参加させることによって専門性を高めていくよう努めている。

##### 2) 施設職員の現任研修

施設職員の現任研修には、①MCDS、NSPC による研修、②Children's Home Network による研修、③施設独自による研修、の三種類があるが、Canossaville は他の施設と比べて特に研修に力を入れており、職員を積極的に外部研修に参加させている。

##### 3) 入所者

2000 年 12 月現在の入所児童の家族背景は、「ひとり親家庭」21 名、「両親いるが低所得者」6 名、「両親いるが養育困難」2 名（合計 29 名）となっている。

（以上、伊藤嘉余子）

## 6. 国立シンガポール大学

国立シンガポール大学は、シンガポール国内で唯一ソーシャルワーカー養成課程を設置している大学である。そこで、シンガポールにおけるソーシャルワーク課程のカリキュラムと卒業生の進路についてヒアリングを行った。

### 1) 大学（学部）社会福祉課程

「ソーシャルワーク」について専門的に学ぶ課程は大学院のみに設置されており、学部の段階では、“Art and Social Science Faculty” 学科において、社会福祉を専攻する形式になっている。“Art and Social Science Faculty” 学科は、定員 150 名で、3 年間で学士号が授与される。

学部 2 年次には、現場実習が必須科目として学生に課せられる。実習期間は 2 週間で、主な実習先としては、児童養護施設、学校、病院、社会復帰施設、地域の機関・団体、刑務所等が挙げられる。

### 2) 大学院 “Social Work Course”

大学院の “Social Work Course” は定員 30 名であり、3 年間で修士学位が授与される。

最初の 2 年間は概論、教養的なものを学び、3 年次に専門分野に分かれ、研究を行う。設置されている専門分野の中に「児童福祉」という分野はなく、家族福祉、高齢者福祉、保健福祉等の専門分野がある。児童虐待にかかわるソーシャルワーカーを志す者は「家族福祉」を専攻することになる。

### 3) ソーシャルワーク課程卒業者の進路

ソーシャルワーク課程修了者の就職率は極めて高く、比較的条件の良い企業に採用されることが多い傾向にある。対人援助やコミュニケーション技術について専門的に学んでいることから、企業内の新人養成やスーパーバイザーとしての期待が大きいことが主な理由である。

主な就職先は、一般企業のトレーニング・コンサルタント、スクールソーシャルワーカー、地域のコミュニティ開発セクションなどであり、社会福祉施設への就職は少ないという現状がある。給料が安いことが最大の理由である。

課題として、ソーシャルワーカー、社会福祉施設職員、心理職等専門職の資格要件の法定化があり、研究者と MCDS とで、これらの専門職の法的資格化に向けて、現在協議中とのことである。

(才村 純)

## 7. COVENANT Family Service Centre

Family Service Centre（以下、FSC）は全国 28 ヶ所に設置されており、地域の相談支援機関としての機能をもつ機関である。そのうちの一つ COVENANT Family Service Centre を見学した。

### 1) 職員構成

職員は全部で 11 名おり、「ディレクター」1 名、「主任ソーシャルワーカー」1 名、「ソーシャルワーカー」3 名、「カウンセラー」1 名、「プログラムコーディネーター」2 名、「事務職」1 名、「一般職」1 名、「非常勤ワーカー」1 名である。

職員の資格要件は特にない。そのためソーシャルワーク課程を修めていない者が「ソーシャルワーカー」として採用され、「ソーシャルワーカー」と名乗るという現状がある。

前述したとおり、社会福祉機関は、給料が安いので就職希望者が少なくマンパワー不足問題を抱えている。そのため、援助の実施にあたっては、ボランティアに頼る部分が大きく専門性の確保も課題となっている。

### 2) COVENANT FSC の職員研修プログラム

職員採用の時点で資格要件がないため、就職後の研修によって専門的な知識や技術を修得させる傾向に

ある。COVENANT FSC でも職員の研修に力を入れており、年間全 17 本の研修を実施している。

### 3) COVENANT FSC におけるサービス事業

COVENANT FSC では、地域の福祉援助機関としてさまざまなサービスを展開している。

#### ①電話相談

#### ②ケースワーク、カウンセリング

#### ③スクールソーシャルワーク

ソーシャルワーカーが地域の学校に出向き、ソーシャルワークを行う。

#### ④他の援助機関の紹介、広報

#### ⑤家族教育 (Family Life Education)

目的 1) 親になるための準備、子育ての知識・スキルの体得

2) 我が子の潜在能力を高める

内容 1) 親同士の勉強会

2) 情報交換の場の提供

3) 図書室の開放

4) 機関紙の発行

#### ⑥児童・青年へのサービス

内容 1) おもちゃ、本の貸し出し

2) 英語教育

3) 読み聞かせ

4) 学習指導

5) 休日・余暇活動

6) ひとり親家庭の子どもへの援助

#### ⑦地域の低所得者へのサービス

#### ⑧ボランティア育成

以上のように、FSC は、日本で言う児童相談所、福祉事務所、公民館、社会福祉協議会といった機関の機能をあわせもつ重要な社会資源として、地域住民の生活支援に寄与している。

(伊藤嘉余子)

## 8. まとめ

今回の調査では、特に児童虐待に関係する機関職員の専門性確保のための制度やその運用の実態を把握することを主たる目的として、政府機関 1 か所 (MCDS)、児童福祉関係施設 3 か所、大学 1 か所、シンガポール独自のコミュニティ施設である FSC1 か所を訪ねた。

全体的な印象としては、虐待への対応および専門性確保のための制度的基盤は、わが国に比べ脆弱と言える。例えば、わが国の厚生労働省の児童福祉専門官と児童相談所職員の役割を併せ持つ MCDS のソーシャルワーカーは全員が大学卒以上で、大学においてソーシャルワークまたは心理学を専攻しているが、法律上は資格要件に関して何の定めもない。また、施設職員や FSC のソーシャルワーカーについても、法的資格要件はない。ただし、就職後の現任研修については比較的力を入れているようで、施設における自主的な研修はもちろんのこと、政府がバックアップする NSPC(シンガポール虐待防止協会)による外国人等を招いた体系的な研修には多くの施設職員が参加している。

また、シンガポールでは、様々な援助機関の紹介により施設が入所を決定する仕組みになっており、わ

が国のように措置制度はなく、法定の措置機関というものも存在しない。施設運営には一定の国庫補助制度があるが、寄付に拠るところが大きい。さらに、わが国のように、施設の設備や人的配置要件等に関する国の規準はなく、現実には Children's Home Network による自主規準に依拠している。

このように、シンガポールでは、法制度を含め福祉に対する公的関与が緩やかであるが、これには多民族・多宗教国家であるがために、国において一元的な制度化が困難であるという事情も一因しているかも知れない。なお、現在、シンガポールではソーシャルワーカー、社会福祉施設職員、心理職等専門職の資格要件の法定化を検討中とのことである。

一方、今回の訪問調査では、わが国の施策を考える上で次のような有益な示唆も得られた。一つは、児童虐待ケースにおける保護者援助が重視されていることである。わが国では、保護者指導は一義的に児童相談所の業務とされており、児童虐待防止法は保護者に対し児童相談所の指導を受ける義務を課しているものの、これを担保する仕組みにはなっていない。この点、シンガポールでは、MCDS によって保護者に援助指示が出された場合、保護者がこれを拒否すると刑事責任を追究する形で保護者のケア受講に対する強制力を持たせている。ただし、保護者との対立関係を惹起する可能性の多い初期介入権限と援助権限という、両立困難な2つの権限を MCDS という同一の機関に付与している矛盾は指摘しておかなければならない。一定の親権制限を伴うケア受講指示は、行政機関ではなく、本来的には司法の裁定に委ねるのが妥当であろう。このように、課題はあるにせよ、保護者によるケア受講を担保しているシンガポールの制度は、保護者へのケアのあり方が喫緊の課題となっているわが国にとって有益な示唆を与えるものである。

二つ目は、FSC である。これはシンガポール独自の制度で、ソーシャルワーク・サービスに対する地域住民の一義的な窓口となっているものである。現在、シンガポールには28ヶ所のFSCがある。人口約11万人に1ヶ所の計算となり、人口当たりの設置数や一義的な相談窓口という点でわが国の福祉事務所に近い機関といえる。しかし、FSCは、相談のみならず家庭教育、スクールソーシャルワーク、子どもたちへの学習指導や休日・余暇活動支援、ひとり親家庭の子どもへの支援、ボランティア育成等、幅広い支援プログラムを有するものであり、地域住民にとって最も身近な機関でありながら総合的かつ専門的な支援サービスを受けることのできる機関である。いわば、わが国における福祉事務所、児童相談所、児童館、公民館、社会福祉協議会等の機能を併せ持つ地域総合施設と言えよう。

わが国では、支援サービスの内容や支援方法が各機関や施設で異なる、つまり相談支援機関が細分化されているため、援助ニーズを抱えた住民はどこに相談にいったらよいかわからないことがよくあり、中にはたらい回しになったり、複数の機関や施設を利用しなければならない場合も少なくない。また、利用するサービスによっては、遠方まで通わなければならない場合もある。シンガポールのFSCは、幅広い専門的なサービスを地域の拠点施設において一元的に提供するものであり、わが国における子ども家庭支援施策を検討する上で有益な示唆をもたらすものである。

FSC において提供されるいずれの支援プログラムも示唆に富むものであるが、とりわけ、家庭教育 (Family Life Education) プログラムは、親のペアレンティング・スキルの涵養に向けたワークショップ (体系的な訓練プログラム) や親同士のミーティングの開催、親へのメーリングレターの発送等を通じて親を具体的に支援するものであり、親の孤立に起因した子育て不安や児童虐待が深刻化する中で予防的支援のあり方が重要な課題となっているわが国においても、参考となる取組みと言える。また、われわれが訪問した Covenant FSC では、ワークショップを受けた親を対象にテストを実施するなど、訓練の成果に対する評価を実施していた。わが国では、この種の支援活動に対する評価は殆ど実施されておらず、この点も参考にすべきものと思われる。

いずれの訪問先においても、私たちは暖かな歓迎を受け、質問にも熱意を込めて答えていただいた。FSC について特別寄稿をいただいた Covenant FSC の Sim Ngnee Mong 氏をはじめ、調査にご協力をいただいた方々に対し、心からお礼を申し上げる次第である。

(才村 純)

## シンガポールのファミリーサービスセンター

SIM NGEE MONG

コベナント・ファミリーサービスセンター  
（シニア・ソーシャルワーカー）

日本語訳 澁谷昌史  
（日本子ども家庭総合研究所）

**研究要旨：**シンガポール独自の制度であるファミリーサービスセンターについて、その実態を明らかにすることを目的とし、ファミリーサービスセンターのソーシャルワーカーである SIM NGEE MONG 氏にセンターのサービス内容について紹介してもらったものである。

### はじめに

1977年、アン・モー・キオ・ソーシャルサービスセンター（the Ang Mo Kio Social Service Centre）が設立された。これは、シンガポールで初めて設立されたファミリーサービスセンターのひとつである。このセンターは、任意に設立された福祉団体であった。このことは、センターが、大衆からの寄付金を資源とした活動であったことを意味する。

1992年頃から、政府はファミリーサービスセンターの考え方に関心を持つようになり、それを推進するようになった。パイロット・プロジェクトが、4つのファミリーサービスセンターで実施された。パイロット・プロジェクトにおいては、政府は、センターの機能に関するいくつかの指針を定めるのとあわせて、センターに資金を提供した。

パイロット・プロジェクトから2年が経過すると、さらに多くのセンターが動き始めた。現在では、シンガポールで30以上のファミリーサービスセンターが存在するに至っている。

## 第1章 シンガポールのファミリーサービスセンター

### 目的

ファミリーサービスセンター設置の基本的目的は、コミュニティの住民がソーシャルサービスを気軽に利用できるようにすることにあった。センターでは、基本的な生活支援サービスを提供することを目的としていた。そして、特別なニーズがある場合には、特別サービスに紹介がなされるようになっていた。いわば、ファミリーサービスセンターは、あらゆる患者と会い、必要であれば患者を特別な医者や病院に紹介する一般開業医のようなモデルに立脚したものであったといえる。

新しく設立されているセンターは、公営住宅が多く集まっているところにある。そして、通常は、公営住宅の中心地点に置かれているものである。また、普通は、アパートの1階部分の一区画に位置している。というのも、公営住宅内で利用できる唯一の空間が、そこだからである。

### 資金

ファミリーサービスセンターを設立することをコミュニティに奨励するために、政府は、何らかの形で認められている機関に、センター設立のための資金を提供していた。資金提供と設立の原則は、以下のとおりである：

1. 新しいセンターを設立するに当たって必要となる資本金のために、政府は、その90%を提供する。
2. 政府は、住宅局 (housing authority) に新たに敷地の申請をすることを支援する。機関は、敷地の使用に関する住宅局の条件を守らなければならない。そして、少なくとも5年間はその場所にとどまる必要がある。機関は、最低市場価格でその敷地の賃貸料を支払うことになる。
3. 政府は、機関の運営コストの50%を提供する。

### そのほかの指針

1. 推奨されるセンターの敷地面積は、370 平米である。これは、スタッフ室、トイレ、活動スペースについて、あらかじめ定められた条件で計算したものに基づくものである。
2. それぞれのセンターは、以下のスタッフをそろえることが推奨される。

所長 1名

シニア・ソーシャルワーカー 1名

運営管理者 1名

ソーシャルワーカー 3名

プログラム・コーディネーター 2名

プログラム・アシスタント 2名

事務員 1名

清掃員 1名

### スタッフ

現在のところ、ソーシャルワーカーやカウンセラーの資格を定めている法律はない。実際には、誰であっても、何の資格もなく自分のことをカウンセラーと名乗ることができる。しかし、専門職団体として、シンガポール・ソーシャルワーカー協会がある。そこへは誰でも入会できるようにはなっておらず、一定の教育条件を満たさなければ会員になることはできない仕組みを採用している。そして、協会は、ソーシャルワーカーを名乗る人は、一定のソーシャルワーク学位を有さなければならないと強調しているのだが、現場には、協会の会員でないソーシャルワーカーが多く存在するというのが現状である。このことは、それ自体で、ソーシャルワーカーの地位に対して、ソーシャルワーカーのみを雇用する必要性を訴える圧力となるものである。

シンガポールにおいては、サイコロジストにとっても状況は同じである。サイコロジストは、ファミリーサービスセンターで働くこともある(ただし、推奨される職種としてサイコロジストは認められていない)。実際には、サイコロジストが勤務しているセンターはほとんど皆無である。いる場合には教育支援サービスに従事している。また、カウンセラーを雇用しているところが少数ある。

### スタッフ・トレーニング

センターで、スタッフをトレーニングするシステムは、公的に用意されていない。利用できるコースに頼って、トレーニングをスタッフに受けさせることは、それぞれのセンターに任されている。ケース・バイ・ケースではあるが、スタッフは、自分の活動領域に関連した特別な免状のために、より高い資格を求める。ファミリーサービスセンターのためのトレーニング・プログラムを実施する団体がいくつかある。それは：

1. 全国ソーシャルサービス協議会 (The National Council of Social Service)。これは、シンガポールにおけるすべてのソーシャルサービスのための調整団体である。
2. ファミリーリソース・アンド・トレーニングセンター (The Family Resource and Training Centre)。これは、シンガポール・ソーシャルワーカー協会により設立された団体である。幅広くトレーニング・プログラムを計画している。
3. カウンセリング・アンド・ケアセンター (Counselling and Care Centre)。この機関は、カウンセリングを提供し、カウンセリング・スキルの向上を望む人々へのトレーニングを実施している。

様々なトレーニング・トピックスが、年間を通して実施されている。とくに重要なトピックスとしては、以下のものがあげられる：

1. とくにファミリーセラピーおよび夫婦セラピーの領域におけるカウンセリング・スキル。ファミリーサービスセンターの仕事の大部分でカウンセリングが必要となるため、これは重要である。
2. 特別なクライアント・グループと活動することや、特別なニーズに対応していくこと。たとえば、配偶者間暴力というトピックや、子どもたちについて理解すること、そして、若者たちと活動するということ、など。
3. そのほかの領域。たとえば、ボランティア・マネジメントやプログラム・プランニングなど。

高額なトレーニング・コースにスタッフが派遣される場合には、1～2年の間、スタッフをセンターに拘束しておくことが普通である。

## サービス

ファミリーサービスセンターには、以下の基本サービスを提供することが期待されている。

### 1. ケースワークとカウンセリング

これには、個人や家族を担当すること、そして、必要なときにはカウンセリングを提供することを含んでいる。

### 2. 情報と紹介

ファミリーサービスセンターはまた、ある特定のコミュニティの住民にとって、第一線の機関として機能している。そのため、社会的ニードを有する人は誰でも、サービスを求めてセンターを訪れることができる。センターがそのニーズを充足することができない場合には、必要な情報を提供したり、その住民のために紹介をしたりする。

### 3. ボランティア養成

ボランティアは、いくつかの理由で活用される。ボランティアは、コミュニティが抱えるニーズを充足することに、コミュニティ自身が関与できるようにするときの助けになる。ボランティアは、自らの豊かな経験とスキルを提供し、常勤職員の仕事を補うという価値ある資源なのである。そこで、センターでは、ボランティアを募集、配置、維持するためのシステムを持つことが必要になる。これは、ダイレクト・サービスではないが、センターの支援プログラムで、よりよいサービスを提供する媒体となるものである。

### 4. 支援プログラム

それぞれのセンターでは、それぞれ特有なニーズを有している近隣に奉仕している。ニーズ・アセスメントがそれぞれのエリアで実施され、ニーズに応じて特別なプログラムやプロジェクトが実行される。これらプログラムの中には、ボランティアを活用するものもある。

そうした支援プログラムの例として、母親が働きに出ていて、家庭で子どもを監督する者が誰もいないような家族のための、放課後ケアプログラムがある。高齢者のためのドロップイン・サービスや、食事サービスのようプログラムも、支援プログラムの一例である。家族生活教育プログラムも、この類型に入るものである。

支援プログラムは、自己支援が期待されるものであり、センターの収入を生み出すものでさえある。サービスを利用する人たちは、プログラムを利用した分だけ、支払いが求められる。政府は、支援プログラムには資金提供しないことを明らかにしている。ただし、政府があるプログラムを推進しようという計画を持っている場合には、この例外が発生する。たとえば、家族生活教育は、この例外に該当するプログラムである。

### 各ファミリーサービスセンターの運営

各センターは独立して運営されているが、いくつかの団体は支部を設けている。つまり、2ヶ所あるいはそれ以上のファミリーサービスセンターを運営している団体もある。各センターあるいは団体は、自ら管理運営委員会を持ち、各センターがプログラムやサービスをどのように運営するかを決定している。

そのため、どのようにカウンセリングがなされるかについて、その基準となる手続きはない。しかし、カウンセリング・ケースを実施する場合には、クライアントが居住している地域を担当しているファミリーサービスセンターが担当するという理解は成立している。新規ケースの場合は非公式に、新規ケースでない場合は公式に、ほかのセンターへケースの紹介がなされるのが通例である。

### スクールソーシャルワーク

これは、コミュニティにリーチアウトしていく方法として、ファミリーサービスセンターの仕事の中でもかなり新しい活動領域に属するものである。どのように実践されるかについての基準はなく、すべてのセンターがスクールソーシャルワーク活動に関与しているわけではない。

スクールソーシャルワークに共通する特質とは、生徒へのカウンセリング・サービスの提供である。このサービスが提供される時間数に関して、学校との間で合意がなされており、1時間単位で通常は課金されている。

ほかにセンターにより提供されているサービスの領域としては、次のものが含まれる：

1. 学校における教員へのトレーニング
2. 親と子どもたちのために話をしたり、ワークショップをしたりすること
3. 特別休暇のキャンプや生活スキル・トレーニング
4. 特殊プロジェクトの運営

### 家族生活教育

家族生活教育は、ファミリーサービスセンターにおける支援プログラムのひとつとしてみなされてきた。伝統的に、とくに子育て (parenting) に関する話やワークショップを提供するものとして位置づけられてきた。近年では、結婚準備や結婚の成功 (marriage enrichment)、そしてグランドペアレンティングといったアイデアが強調されている。

定期的に家族生活教育プログラムを実施しているセンターは多くはない。この背景には、いくつかの困難や制約がある。

1. これらプログラムを実行する有能なスタッフの欠如。代わりに、外部のスピーカーやトレーナーが要請されている。海外のスピーカーや、あるいは著名なスピーカーでなければよいプログラムにはならないという一般的な認識も背景にはある。
2. プログラムに人々を参加させることの困難。これは、部分的には、宣伝の欠如に拠るものである。宣伝は、きわめて高くつくものである。プログラムへの参加は、時としてあまりにも数少ないものとなるため、プログラムを運営するニードを正当化することができない。

家族生活教育プログラムを実施するためによりよく設立されたセンターほど、より多くの参加者を魅了することができているということが、経験的にわかっている。しかし、現在の状況は、家族生活教育プログラムを実行する多くの団体（ファミリーサービスセンターに限らない）があり、かなり自由にプログラムを選択することができるようになってきている。このことは、基本的に、参加者を魅了するための競争が行われているということの意味している。そのため、ほかのセンターがすでに実施している家族生活教育を、あえて自分のところで実施する意義を見出せないというセンターも出てきている。

知られている限りでは、家族生活教育に関する確立した研究はない。これは、大部分の時間、参加者は話に参加するだけであり、そのプログラムの効果を科学的に見出すことが不可能なためである。

コベナント・ファミリーサービスセンター (Covenant Family Service Centre) では、年間、話し合いをする



グループを5つほど実施し、ワークショップを2回ほど開催している。私たちは、実行しているワークショップのモニターをしている。これは、子育てスキルのワークショップで、効果的子育てのためのシステムティック・トレーニング (Systematic Training for Effective Parenting) と呼ばれているものである。これは、合衆国から入手可能なパッケージとなっている。

このプログラムは、7週間にわたって実行される。その効果は、親に対するテストの平均により計測される。5つの主たるスキルがテストされ、平均される。参加者は、2.5 スキルをプログラム学習することを求められる。この計測形態の限界は、実際場面にまで学習したことが般化できるかについて考慮していないことであり、スキルの長期的な保持まではわからないことである。

### 子どもたちと若い人たちへのサービス

各ファミリーサービスセンターは、コミュニティのニーズに応じて独自のプログラムを実行している。共通して実施されているプログラムの中には、次のようなものがある；

1. 授業。学校での活動に困難を抱えている子どもたちのためのものである。センターは時折、低所得層の家族やケースワーク中のクライアントに、このプログラムへの参加を限定している。通常は、ボランティアが教えており、個別授業か、小集団授業のいずれかの形態で行われる。
2. 読書プログラム。子どもたちが読むことに困難を持っている場合、治療 (remedial) プログラムのひとつとして、ボランティアか教師のどちらかにより教えられる。
3. 監督付宿題 (supervised homework)。通常は、ボランティアにより行われており、遊びの要素も含まれる。
4. プレイ・プログラム、あるいは子どもたちのクラブが、子どもたちを社会化し、子どもたちにある社会的価値を伝えることの一助として行われている。
5. 休暇プログラム。これは、学校の休暇の間、子どもたちを手持ち無沙汰にしないために実施されるものである。
6. おもちゃと本のサービスは、低所得層の家族出身の子どもたちに、いろいろなおもちゃや本に触れる機会を提供するものである。
7. 生徒ケアサービス。子どもたちは、学校が始まる前、あるいは放課後のどちらかに、センターに行く。子どもたちの親は、通常は働いており、このプログラムは、日中、子どもたちの監督をするものとなっている。

### 低所得層の家族へのサービス

低所得層の家族に対しては、特別なサービスは用意されていない。経済的支援の申請は、ほかの資源からなされる必要がある。ファミリーサービスセンターにより組織されているそのほかのプログラムに参加している家族は、補助金を得たり、あるいはプログラム参加費免除を受けたりすることになる。

### ボランティア

ファミリーサービスセンターは、自分たちの責任で、ボランティアの募集、トレーニング、そしてその維持をすることが期待されている。これは、年間通して継続する課題である。たいていのセンターは、夕食会あるいは特別なイベントを開くことにより、ボランティアの努力を認める日を一日確保している。

### 評価

現在、ファミリーサービスセンターを評価する基準はない。各センターは、自分たちで自分たちの仕事に関する統計をまとめている。コミュニティ・ディベロップメント省 (The Ministry of Community Development) は、センターの実績をモニターするよう、全国ソーシャルサービス協議会を指導している。現在なされていることは、協議会が様々なファミリーサービスセンターから統計を集めることである。この団体が、シンガポールにあるセンターの統計を保持しているだろう。統計のいくつかの領域においては正確であるが、プログラムに関する多くの領域はそうではない。これは、各センターのデータ収集方法の違いに拠るものである。

## 第2章 コベナント・ファミリーサービスセンター(Covenant Family Service Centre)

コベナント・ファミリーサービスセンターは、1987年8月に始められた。センターの目標は、以下のとおりである：

1. 家族ユニットを強化し、個人と家族のウェルビーイングを高めるために様々なサービスを提供すること。
2. コミュニティにある家族のニーズを充足するために、治療的、発達の、予防的、そして啓発的アプローチを適用すること。
3. プログラムとサービスについて、家族を志向したアプローチを強調すること。
4. 家族の社会的ウェルビーイングを促進するために、コミュニティとともに、コミュニティの中で、そしてコミュニティのために活動すること。

センターの主たるプログラムは、以下のとおりである；

### ペアレントライン

これは、親になるための課題 (the challenge of parenthood) に対処できるよう親を援助する目的で、1988年に始められた親のためのホットラインである。月曜日から金曜日まで、時間は午前9時から午後5時まで運営している。これは、シンガポールで唯一の、親のためのテレフォン・ホットラインである。2001年に受けた電話受付内容によると、親により取り上げられた共通関心事項は次のとおりである：

- ・子どもの管理と躾 (30%)
- ・10代の子どもたちへの対応 (29.4%)
- ・夫婦問題 (19.9%)
- ・学習と動機付け (13.4%)
- ・そのほか (8.7%)

各年、私たちは、1,500件の電話を受けている。これは、平均して1日あたり5~7件の電話に回答していることになる。

### ケースワークとカウンセリング

2001年、私たちは全部で480ケースを扱った。これらケースの大半は、コミュニティ・ディベロップメントとスポーツ省 (the Ministry of Community Development and Sports)、全国ソーシャルサービス協議会、学校、そしてそのほかのコミュニティ団体といった様々な機関から紹介されたものである。

経済的支援ケースが、全ケースの40.7%に上る。センターはこの援助を提供するための資金を持っていないため、経済的援助を提供してくれるように、ほかの基金から援助を求めることになる。

### 学校を基盤としたカウンセリング・サービス

私たちのセンターでは、現在、私たちの近隣地にある2つの中学校と1つの小学校でカウンセリングを提供している。これは、予約制となっており、カウンセラーが週に一度学校へ出向いている。私たちはまた、問題を特定するための、いくつかの基本的なスキルを教師に提供している。2001年には、合計76名の生徒にカウンセリング・サービスが提供された。

### 家族生活教育

以下のプログラムは、年間ベースで運営されているプログラムである。

子どもの管理あるいは教育に関するトピックスについて、1年間話し合うプログラムを5つ。約70~100名の親が、このプログラムに参加している。

子育てスキルを伝える子育てワークショップを2つ。これは、先述したSTEPプログラムである。約15～20名の親が、このプログラムに参加している。

私たちのメーリングリストで、約400名の親に送付されているニュースレター。このニュースレターには、子育てについての記事を載せており、またセンターのサービスについての情報も掲載している。

十分な反応があれば、母親のためのサポートグループが実施される。約8～12名の親が、このグループに参加している。

## 子どもたちと若者のためのサービス

### ①おもちゃ、本、ビデオ、コンピューター・ライブラリー

この図書館は、遊びを通して親子間の積極的な相互作用を奨励すること、そして、子どものトータルな発達を高める上での遊びの重要性を促進する目的で始められた。このプログラムは、最初は人気のあるサービスであったが、時間が経つにつれ、親たちは興味を失っていった。親たちは、構造化されたプログラムが子どもたちのために組織されているような状況を好んだ。コンピューター・ライブラリー・サービスは、まだ利用可能である。しかし、現在は、子どもたちがコンピューター機器を利用したいときに立ち寄れるようなものとして、運営している。

### ②英語強化プログラム

これは、7歳になって公教育に入る前の、5～6歳の子どもたちのために、週に一度実施されているものである。プログラムの名前が示唆しているように、マレー語を話す家庭から、子どもたちがこのプログラムに参加する中で、英語をよりよく使えるようにすることをねらいとするものである。

### 読書プログラム

これも5～6歳の子どもたちのためのもので、読む力を高める手助けをするプログラムである。このプログラムは重要である。なぜなら、公教育システムに子どもたちが入ったとき、読み方を知ることが期待されるようになるからである。短期大学からのボランティアが、週に一度実施されるこのプログラムで、教師として登用されている。

### ③授業プログラム

このプログラムは、小学校にいる子どもたちのために、ボランティアにより運営されている。子どもたちは、1～3名の小グループの中で教えられる。需要が大きく、またボランティアとスペースが足りないことから、センターでケースワーク・サービスを受けている家族に限定している。

### ④休暇プログラム

このプログラムがどういったものなのかについては多様である。ボランティアが、このプログラムの実施のためにも活用されている。

### ⑤若者のパートナー計画(Youth Befriender Scheme)

これは、ケースワーク・サービスを受けている、危機にある若者たちが対象である。若者たちは、ボランティアとペアになる。そして、ボランティアが授業をしたり、助言したりするために、若者に会っている。パートナー(Befriender)が勉強しながら若者たちを励まし、助けられるように、毎週、授業セッションが開かれている。非公式なおしゃべりセッション(chat sessions)が、ボランティアと若者の間の関係性を作り上げるのに、そして友情や仲間からの圧力といった増大する心配事について若者たちの手助けをするのに役立つ。

(訳 澁谷昌史)

厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）  
総合研究報告書

児童福祉分野における職員の専門性及びその国際比較に関する研究

主任研究者 高橋 重宏（日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部長）

研究要旨

複雑・多様化する子どもと家庭（親）の問題に対応する専門職の資質の向上が喫緊の課題となっている。だが、相談、助言指導、子どもへのサービス、親へのサービスにかかわるソーシャルワーカーについての資格、就業実態、職域、待遇、養成課程、訓練等について詳細な研究はなく、また、海外の研究も体系的なものはない。そこで今後の我が国における子ども家庭福祉分野の子どもと親（家庭）のウェルビーイングの促進を支える専門職のあり方を考えるためにカナダ（オンタリオ州、ブリティッシュ・コロンビア州）、ニュージーランド、イギリス、アメリカ、韓国、シンガポールの6カ国における子ども家庭福祉分野—特に日本の児童相談所に相当する機関・団体—における職員（ソーシャルワーカー）の基礎資料（初年度）とそのトレーニング（2年度）についての資料の収集を行ったものである。

分担研究者氏名・所属機関名及び所属機関における職名

才村 純（日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部ソーシャルワーク研究担当部長）

前橋 信和（大阪府中央子ども家庭センター次長）

中谷 茂一（聖学院大学人文学部人間福祉学科専任講師）

澁谷 昌史（日本子ども家庭総合研究所研究員）